



令和8年度 大網白里市市民活動災害補償制度（概要版）

★大網白里市市民活動災害補償制度について

市内に活動の拠点を置く団体が、無報酬（実費弁償程度を含む）で自主的かつ計画的に行う公益性のある活動（広く人々や地域・社会のために行われる活動）及び公益性のある市主催行事等が対象になります。

1 対象となる活動

市民活動の区分	市民活動の例
地域社会活動	<ul style="list-style-type: none"> ○区の活動 ○防犯・防災（大規模災害時を除く）活動 ○清掃活動（道路、河川、公園、その他の公共施設） ○リサイクル活動 など 
社会教育活動	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツの指導 ○文化活動の指導 など
社会福祉活動	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅高齢者・障がい者の見回り ○ホームヘルプ ○手話通訳 ○就労・社会復帰のための援護活動 など 
青少年健全育成活動	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども会 ○非行防止パトロール など
市主催事業活動	<ul style="list-style-type: none"> ○市が主催又は共催する事業の運営ボランティア ○市主催の講座・講演会等の手伝い など 

★補償対象者

上記の活動を行う指導者・運営スタッフ・参加者

* スポーツの競技者、講座やイベント等への来場者・観覧者は対象になりません。

※対象にならない活動等

- ①政治、宗教、営利を目的とした活動
- ②会員同士の趣味、娯楽または懇親を目的とする活動
- ③職業として行う活動
- ④学校、保育所または幼稚園の管理下で行う活動
- ⑤スポーツ団体の管理下で行うスポーツ活動における参加者
- ⑥単なる見学者や来場者またはサービスを受ける者 など

対象活動や補償内容をご確認していただき、必要であれば他の保険への新規・継続加入についてご検討いただく場合があります。

※事前の届け出は必要ありません。

※保険料は市が全額負担いたします。

※本制度は、市民活動における全ての事故を補償の対象とするものではありません。

事故が発生した状況や活動内容によっては、補償が受けられない場合もあります。

★補償の種類と内容

【損害賠償責任補償】

市民活動中に、主催者（指導者・運営スタッフ）が、誤って補償対象者やその他第三者の生命、身体もしくは財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったときに支払われます。

補償区分	補償限度額
対人賠償	1名につき 6,000万円 1事故につき 2億円
対物賠償	1事故につき 100万円
保管者賠償	1事故につき 100万円 (1補償制度適用期間中につき100万円)

【傷害補償】

市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故によって、補償対象者が死亡したときや負傷したときに支払われます。

補償区分	補償金額
死亡補償	1名につき 200万円
後遺障害補償	1名につき 200万円に障害の程度に応じ、保険約款に定める率を乗じた額
入院補償（日額）	1日につき 3,000円
通院補償（日額）	1日につき 2,000円

万が一、市民活動中に事故がおきましたら、団体の代表者等は、できるだけ早く、市役所地域づくり課までご連絡ください。事故報告書に団体の概要が把握できる資料や事故当時の活動が把握できる資料等の書類を添え、事故発生後速やかに地域づくり課に提出していただきます（提出が遅れると補償の対象外になる場合があります）。その後の具体的な手順は、事故の状況によって異なりますので、事故発生時にご説明させていただきます。

★事故が発生した場合

お問い合わせ先

大網白里市役所 地域づくり課 市民協働推進班

TEL：0475-70-0342